

控 訴 状

平成31年3月22日

福岡高等裁判所那覇支部 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 徳 永 信 一



同 弁護士 岩 原 義 則



同 弁護士 照 屋 一 人



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償命令請求住民訴訟控訴事件

上記当事者間の那覇地方裁判所平成30年（行ウ）第5号損害賠償命令請求住民訴訟事件について、平成31年3月15日判決の言渡があり、同日判決正本の送達を受けたが、全部不服であるから控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

省 略

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は亡翁長雄志相続人に対し、31万9849円及びこれに対する平成30年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 訴訟費用は1審、2審とも被控訴人の負担とするとの判決並びに仮執行の宣言を求める。

控 訴 の 理 由

控訴人が本訴の請求原因として主張する事実は原審で陳述したとおりである。しかしながら原判決が、被控訴人の主張を認めたのは事実誤認であり取消を免れないものである。

詳細は追って準備書面を提出する。